

平成28年度事業計画(案)

(自平成28年4月1日～至平成29年3月31日)

I. まえがき

昨年度における景気動向は、第4四半期以降における急激な円高への動き、中国経済指標の悪化、原油価格の下落などを背景とした世界経済の不透明感からくる投資への様子見、一般消費者の買い控えなどの様相がみられ、国内景気回復の動きが低下又は足踏み状態となっている。このため、日銀におけるマイナス貸出金利導入によるデフレ脱却景気浮揚策や、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策、災害復興の加速化などを重点策とする平成27年度補正予算による公共事業への歳出追加などの策がとられたところから、今後におけるコンクリートポール・パイルの需要環境が改善されることを期待するところであるが、今のところコンクリートポール・パイルの需要増に寄与するとみられる経済指標は停滞又は低迷しており大きな期待が持てない。

このため、平成28年度のコンクリートパイルの需要については、官需について引き続き減退と見られるものの民間設備投資の増加、賃上げと住宅融資金利の低下などによる住宅建築の需要回復、オリンピック関連需要の本格化などによる民需の下支えに期待し、前年度実績を若干上回る予測とした。具体的には、支持杭694.4千トン、節杭149.3千トン、高支持力対応杭1,956.3千トン、全体で2,800千トンと前年度予測値比97.9%、前年度実績比では103.6%とした。

このような当産業を取り巻く景況感の下、コンクリートポール・パイルの製造及び品質等に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、当産業の健全な発展を図り、もってわが国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目指して、前年度と同様の以下の事業を計画し推進することとする。

II. 事業計画

1. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する普及啓発

《総務・広報委員会及び事務局》

- (1) 官公庁、報道機関、調査機関及び試験機関等からの要請への対応及び普及啓発活動を行う。

- (2) 中小企業信用保険法の規定に基づく特定業種(セーフティネット保証制度)四半期毎に行われる業種指定への対応を行う。
- (3) 協会機関誌「礎」を発行する。
- (4) ホームページを維持管理する。
- (5) 各地区事務局との連携を密にした業務を推進する。

《安全・環境部会及び事務局》

- (1) 労働災害・労災保険率及び安全表彰事業場調査報告書の作成を行う。
 - ① 事業所数
 - ② 災害件数・度数率・強度率
 - ③ 労災保険率
 - ④ 年間無災害事業場及び表彰事業場
- (2) 安全・環境部会及び地区安全・環境対策委員長定時合同会議を開催する。
- (3) 安全表彰事業所の選出を行う。

《需要拡大部会・事務局》

各地区からの需要拡大に関する活動状況を収集し、それらの情報を提供する。

なお、必要に応じて情報交換のための全国需要拡大委員会連絡会を開催する。

2. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する情報の収集・提供

《需要動向調査委員会及び事務局》

- (1) コンクリートポール・パイルの各種統計調査と分析を行う。
 - ① 地区別生産・出荷及び月末在庫
 - ② 都道府県別・需要部門別出荷
 - ③ コンクリートパイルの径別生産・出荷
- (2) コンクリートポール・パイルの地区別需要動向調査及び次年度の需要予測を実施する

3. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する調査・研究

《技術委員会及び事務局》

- (1) コンクリート製品 JIS の性能照査型設計研究への対応を進める。
- (2) コンクリートポール・パイルの製造、品質に関わる標準化のための調査研究を行う。
- (3) 一般社団法人日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」の改定に対応するため、コンクリートパイルの変形性能に関わるデータ収集のための実

証実験を実施することとする。この調査研究については、一般社団法人
コンクリートパイロ建設技術協会との共同事業として実施する。

- (4) コンクリート製品 JIS 協議会の運営に参画し、JIS についての意見交換、
関係所官庁への具申や要請を行う。

4. コンクリートポール・パイロに関する内外関係諸機関との連絡提携及び協力 《事務局》

経済産業省、国土交通省、厚生労働省、試験機関等及び関係団体と連携を
図りつつ、関係業務に対処する。

- (1) 経済産業省等の関係省庁からの要請に基づく政府施策等について、会
員企業への周知等を行う。
- (2) セメント関連団体協議会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会等
の事業に参加し、他業界との情報交換に努める。

5. 本会の目的を達成するために必要な事業

次の2委員会の円滑な運営に努める。

- (1) 特別委員会：緊急を要する重要な特別案件への対応。
- (2) 運営委員会：正副会長会議からの諮問事項について審議・答申すると
ともに協会の各委員会から理事会へ上申する案件についての調整・審議
を行う。